

## 沼津市青色回転灯設置補助金交付要綱

平成21年6月8日

告示第 197号

### (趣旨)

第1条 市長は、静岡県知事、静岡県警察本部長又は沼津警察署長の委嘱を受けて自主防犯パトロール活動を行うために、青色回転灯を設置しようとするコミュニティ組織に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、沼津市補助金交付規則（昭和62年沼津市規則第4号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、「コミュニティ組織」とは、地域住民の連帯意識と生活文化の向上を積極的に増進することを目的として、一定地域（概ね中学校区の単位をいう。）の住民により、自主的に結成された組織をいう。

### (補助の対象)

第3条 補助の対象は、青色回転灯（パトロール活動を実施中である旨を示す標識等を含む。以下同じ。）の設置に要する経費とし、1コミュニティ組織当たり3個を限度とする。

### (補助金の額)

第4条 補助金の額は、青色回転灯1個につき10,000円を限度とする。

### (交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとするコミュニティ組織は、規則第3条の規定による補助金交付申請書に次の書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 自主防犯パトロール活動の実施につき、静岡県知事、静岡県警察本部長又は沼津警察署長の委嘱を受けたことを示す書類の写し
- (2) 青色回転灯設置に係る経費の見積書又はその写し

### (実績報告)

第6条 補助金の交付決定を受けたコミュニティ組織は、当該補助事業が完了したときは、規則第11条の規定による事業実績報告書に次の書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 青色回転灯設置に係る経費の領収書又はその写し

(2) 青色回転灯を装着した自動車の写真

(3) その他市長が必要と認める書類

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この告示は、公示の日から施行し、平成21年度分の補助金から適用する。